

6. 補遺1 一配分メカニズムの分類

配分メカニズムのタイプ	実施地域例
I. 公的な機関直接補助 —典型的には、次の使途に対して、国が教育機関に公的助成を行うものである：教育、運営および投資（経常費および多様な特定目的を含む）、ならびに大学ベースの研究。	
1. 教育、運営および投資に対するファンディング —数多くの異なるアプローチで、教育、運営および資本投資にかかる教育機関の支出を補助している。このような公的資金の活用は、通常は公立教育機関にのみなされるが、私立教育機関がこのタイプの助成対象となる国も少数ながら存在する。	
1.1. 交渉型またはアドホック型予算 —公的資金の配分については、政府と教育機関の間で交渉が持たれる。よって、前年度の受取額や教育機関の政治力といった、歴史的経緯または政治的要因が働きやすい。交渉型予算は、通常次の2つのいずれかの方法で配分される。 i) 科目予算 —交渉型予算は、教育機関に対する科目別配分として実施されることが多い。 ii) ブロック補助金 —一括のブロック補助金として各教育機関に配分するものであり、交渉型予算のもう1つの実施方法である。	経常費に対する最も伝統的な配分形態であり、いまだ多くの国で使われている。 ネパール マレーシア
1.2. 機関種別・使途指定型資金 —教育機関の種別が特定目的の資金を獲得する際の資格要件として指定される伝統的なファンディング形態。こうした資金は、しばしばフォーミュラを使って、指定機関の間に配分される。	米国のタイトルIIIプログラム、南アフリカの黒人教育機関向け資金
1.3. ファンディング・フォーミュラ —現在、多くの国々で経常費の機関補助配分に何らかの形でフォーミュラが使用されている。こうしたフォーミュラは、その開発にあたってどのような変数をベースにしたか、あるいはいかなる組織が開発したかといったことにより様々である。ファンディング・フォーミュラで使用される変数には以下のようなものがある。 — 教職員や学生といったインプット —ほとんどのファンディング・フォーミュラは、教職員数や学生数といったインプット・ベースの構成要素を含んでいる。 — 教職員 —一時は、各教育機関の教職員数やその給与といったインプットをもとにしたファンディング・フォーミュラが一般的であったが、最近はPh.Dを保有する教授数などの、より洗練された基準を設けているケースもある。 — 学生数 —より一般的なフォーミュラであり、教職員の数や資格ではなく学生数による。在学生数は過去（実績）と予測の両方をとりうる。	もうあまり使われていないフォーミュラだが、東欧など一部の国でまだ使用されている。
ii) 学生あたりコスト —現在使用されているファンディング・フォーミュラのほとんどは、在学生数に次のうちいずれかの学生あたりコストをかけて計算している。 — 学生あたり実績コスト —教育機関への資金配分で最も古くから利用されているのは、機関から報告された学生あたり実績コストにもとづくものである。	フォーミュラを持つ国は、重要な配分根拠として学生数を何らかの形で使用している。
— 学生あたり平均コスト —高等教育制度全体での学生あたり平均コストをベースに機関配分がなされている場合、通常は支出および在籍学生数の統計値から計算されている。	ほとんどの国がファンディング・フォーミュラで実績コストが使用している。
	ファンディング・フォーミュラで、学生あたり平均コストを使用している国もある。

配分メカニズムのタイプ	実施地域例
- 学生あたり標準コスト - 最適な教職員／学生比やその他の標準的な効率性指標を利用して、標準コストを算出して、それを配分のベースとする。	ブルガリア、チェコ共和国、イギリス、ハンガリー
• ベンチマー킹 - 標準コストの一形態であり、「ベンチマーク」機関（または、機関群）の安定したコスト額やコスト構成をもとにするものである。	ケンタッキー州（米国）
• チャージ・バック措置 - ファンディングが学生数やコストの予測値をベースにしている場合には、配分を期中に見直して事実を反映し、ファンディング水準を調整する。	予測学生数ベースのフォーミュラを持つ国のはほとんどがチャージ・バックを使っている。
iii) プライオリティ・ベース・ファンディング - フォーミュラの中で労働力需要などの国家的・地域的な優先事項を反映した調整がなされるもの。合目的性に対するファンディングともいわれる。プライオリティの高い学問分野を専攻する学生を受け入れた教育機関に対して、フルコスト以上の価格が支払われるなどの例があげられる。	イングランドでは、ファンディング・フォーミュラの一部にプライオリティを組み込んでいる。また、米国の州の中には同様の調整を行っているところがある。
• 学生ベース配分 - プライオリティ・ファンディングの一形態であり、資金が主に在学生の特性をもとに分配されるもの。これは、学生あたりコストなどの教育機関の特質に基づく伝統的なものとは異なっている。この種のフォーミュラは、「供給サイド」パウチャーと呼ばれている。	イングランドとアイルランドは低所得の在学生に対して機関補助を増額している。ヨルダンとパレスチナ自治政府は、学生ベース配分の採用を提案した。
iv) 業績ベースのフォーミュラ構成部 - 業績指標がフォーミュラに組み込まれているもの。例としては、在学生数ではなく、年次修了者数や学位取得者数をベースに教育機関への配分を行うようなものがあげられる。	デンマーク、イングランド、イスラエル、オランダなどは、フォーミュラ全体もしくは一部について、年次修了者数や卒業生数をベースにしている。
フォーミュラの開発機関: フォーミュラの利用にあたって、もう1つ重要なのが、どのようなグループがフォーミュラの詳細を開発するのかということである。基本的には次の2つのオプションがある。	
• 政府機関 - 政治的に選ばれた公職者により運営される組織が、フォーミュラの設計・実施にあたり、資金を配分する。	世界中のほとんどの国々がこのアプローチをとっている。
• バッファ機関 - バッファ機関として知られるグループは、がフォーミュラの開発と改良にあたり、資金を配分する。このようなバッファ機関は、政府と個別教育機関をリンクする役割を果たし、ファンディング・プロセスにおいて過度な政治的压力を排除する目的を持つ。	パキスタン、イングランド、インド、スリランカは、高等教育のバッファ機関を持つ。また、ニュージーランドとアイルランドは、第三次教育所管機関を持つ ⁱⁱⁱ 。
1.4. 業績ベース・ファンディング - ここ最近、多くの国々で業績ベースのファンディング・メカニズムが取り入れられ、経常予算や資本投資のすべて、または一部に適用されている。業績ベース・ファンディングには、次の4つのタイプがある。	
i) 一部業績連動型配分 - 基盤的なファンディング・フォーミュラのほかに、資金の一定割合を業績指標にもとづいて分配するもの。通常は、経常費に対するファンディングのごく一部に適用されるが、業績指標にもとづいてほとんどの資金を配分するような例も無くはない。	南アフリカ、米国における12を超える州（ミズーリ州、ニュージャージー州、テネシー州、サウスカロライナ州、オハイオ州など）

配分メカニズムのタイプ	実施地域例
<p>ii) 業績契約 – 政府と教育機関システム全体あるいは個別教育機関の間で結ばれる拘束性のある合意であり、多様な業績指標を用いて進捗度合いをベンチマークする。こうした契約は、インセンティブというよりも懲罰的なものが一般的であり、教育機関は合意した業績水準を達成できなければ、何らかの罰を受けることになる。</p>	<p>フランス、フィンランド、デンマーク、オーストリアは、現在、業績契約制度を持っている。米国コロラド州とバージニア州も制度を構築中である。</p>
<p>iii) 競争的資金 – 通常は、プロジェクト・ベースで資金配分がなされる。その目的は、品質の向上、イノベーションの促進、より良い管理の促進などに向けられており、ファンディング・フォーミュラや種別資金では達成困難なものが対象となる。</p>	<p>アルゼンチン、ボリビア、ブルガリア、チリ、ガーナ、ハンガリー、インドネシア、モザンビーク、スリランカ、米国(FIPSE)</p>
<p>iv) 成果連動型配分 – 国の数としては少ないが、次の 2 つのいずれかの方法で成果にもとづいた支払いを現在行っているところがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業績ベースのフォーミュラ構成部 – 上記 1.3. の iv) で紹介済み。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス対価 – 教育機関は、政府との間で卒業生数を定めて契約を結び、契約仕様を達成できたか否かにもとづいて支払いがなされる。 	<p>コロラド州では、学士号取得学生に対する支払いシステムを構築中である。</p>
<p>2. 研究に対するファンディング – 大学ベースの研究を間接経費も含めて助成する方法については、世界中で多くのやり方が存在する。その例としては、教育・研究一体型配分、ブロック補助金、プロジェクト・ファンディングなどがあげられる。</p>	
<p>2.1. 教育・研究一体型配分 – おそらく、最も一般的な研究資金の配分方法である。政府の提供する資金のいくつかは、教育や業務運営よりも研究活動のために使われているのが現状である。</p>	<p>多くの国々では、交渉型予算またはフォーミュラをとおして、教育と研究に対して一体的にファンディングを行っている。</p>
<p>2.2. 研究プロジェクト・ファンディング – 申請した研究プロジェクトに対して教員やその他の教職員が資金を受け取るものであり、通常はピアレビューによって採択される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マッチング・ファンド – 教育機関の自己資金や民間資金でマッチングできる場合に、政府が特定目的のために資金を拠出するもの。 	<p>米国の連邦政府研究資金</p>
<p>2.3. 研究に対するブロック補助金 – 教育機関が研究活動に特化したブロック補助金の配分を受けるもので、プロジェクトを区別したり、特定することは通常ない。つまり、教育機関または教員がプライオリティをつけることができる。ブロック補助金の金額については、次のようなことをベースにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> – 教育機関が示す能力 – ブロック補助金は、各大学の教員の集合的な研究遂行能力に対する評価にもとづいて配分される。「ブルー・スカイ」アプローチを支える。 – 卓越研究拠点 – ある研究分野に特化した、特定の機関に配分されるブロック補助金。 	<p>イギリス、スコットランド、オーストラリア(提案中)</p> <p>チリ、中国、ニュージーランド、オランダ、韓国、ベネズエラ</p>

配分メカニズムのタイプ	実施地域例
II. 学生支援／機関間接補助 一世界を見渡しても、高等教育に対するほとんどの公的助成は教育機関に直接提供される。しかし、補助金や奨学金、税制優遇措置、多様な学生融資などの形で、学生や家計に公的資金を提供する割合を増やしている国も多い。また、学生を媒介にして教育機関を間接的に支援する、需要サイド・ハウチャーのような形もとどりうる。	
1. 「需要サイド」ハウチャー 一教育機関の運営費を支援する公的資金を学生にハウチャーの形で分配するもの。教育機関は、学生が提出したハウチャーの数や金額に応じて、政府から支払いを受けることになる。	コロラド州（米国）では、学部学生の経常費の支払いにハウチャーを現在使用している。グルジア共和国は、類似制度の導入を検討している。
2. 政府補助金・奨学金 一ほとんどの国々で、返済不要な支援が学生に提供されている。しかし、どのように支援を提供するかについては、多次元（支援施策の実施様式、対象学生、カバーされる支出範囲など）で様々な形をとる。	
2.1. 支援施策の実施 一補助金制度や奨学金制度を特徴づける主要な変数は、それらの制度がどのように実施されているかということである。	
i) 教育機関による実施 一公的資金は教育機関に提供され、その後に機関の責任の下に学生に分配される。分配方法については、政府により事前に指定されていることが多い。	ハンガリー、リトアニア、ポーランド、ポルトガル（メリット・ベース）
・ マッチング・ファンド 一教育機関が特定の学生の学費を免除あるいは減額することが、政府の公的資金提供の条件となる場合もある。	米国（教育機関ベースの施策）
ii) 学生支援ハウチャー 一学生および家計は中央で管理されている財源に対して申請を行い、経済状況や学業成績の評価に応じてハウチャーが交付される。教育機関が学生から受け取ったハウチャーを反映した形で政府資金を受け取るか、もしくは学生が直接資金を受け取るケースもある。	デンマーク、フランスおよびアフリカのフランス語圏諸国、米国（復員兵救護法、ペル奨学金）、チリ（中等学校の優秀卒業生に対するメリット・ベースのハウチャー）
2.2. 受給資格とカバーされる支出範囲 一補助金と奨学金は、返済不要支援に対してどのような資格要件を設定しているかということ、どのような支出をカバーしているかということにより、千差万別である。	
i) 資産調査（補助金） 一ほとんどの国々で、補助金の受給資格は、学生・家計の経済的ニーズに対する評価をもとにしている。この形態の返済不要支援は、次の支出に使用されうる。	
・ 学費のみを対象とする、または主対象とする。	英国（2006年まで）
・ 生活費のみを対象とする、または主対象とする給費。	オーストリア、ベルギー、エストニア、フランス、フィンランド、ドイツ、アイルランド、イタリア、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、スロベニア
・ 学費と生活費の両方に利用可能。	ポルトガル、米国
ii) メリット・ベース（奨学金） 一多くの国々では、学生の学業成績またはその他の実績を、多かれ少なかれ奨学金の受給資格としている。この形態の返済不要支援は、次の支出に使用されうる。	

配分メカニズムのタイプ	実施地域例
・ 学費を主対象とする。	米国（大多数の州）
・ 生活費を主対象とする給費。	オーストリア、エストニア、フランス、ハンガリー、ポーランド
・ 学費と生活費の両方に利用可能。	オランダ
iii) ニード・ベースとメリット・ベース — 受給資格については、学生の経済的ニーズと学業成績の両方をみている。	チェコ共和国、フランス、マルタ、スロベニア（給費）
3. 税制優遇措置 一家計・学生は、税額の直接控除、もしくは学費や生活費の課税所得控除のいずれかの税制優遇措置を受ける。	
3.1. 現時点での学費 — 学生・家計は、学費の全額もしくは一部を相殺するような税制優遇措置を受ける。	アイルランド、米国、ニューブランズウィック州（カナダ）
3.2. 家計手当 — 税制をとおして提供される。こうした手当は、子供が高等教育に在籍している間、子供にかかる親の負担を相殺する形で役立つ。	オーストリア、ベルギー、チェコ共和国、フランス、ドイツ、ラトビア、オランダ、スロベニア
4. 学生融資モデル — 現在、世界中の 60 カ国を超える国々で学生融資制度が提供されている。こうした学生融資モデルについては、返済スケジュールによって分類可能である。また、次のような侧面からみてもアプローチは多様である。例えば、財源、カバーする費用の種類、学生の融資資格、補助の程度などである。	
4.1. 返済プラン — 学生融資の返済については、通常、モーゲージ型融資か所得連動型返済がとられる。	
i) モーゲージ型融資 — 学生融資の最も伝統的な返済プランであり、固定期間の間に割賦（均等）払いを行う。	学生融資制度を持つほとんどの国で、返済は割賦ベースとなっている。返済期間は 7~10 年が一般的である。
—卒業後・延長返済プラン— 固定の割賦返済について、卒業後の返済をアレンジしたり（初期の返済額は小さく、後になるほど重くなる）、通常の固定返済期間を延長したりということを行う。	米国（選択制）、ソノーラ（メキシコ）、ベネズエラ
ii) 所得連動型返済 — 学生融資のより革新的なアプローチの 1 つは、学生が教育を修了した後に、借入額と借り手の所得の一定割合をもとに返済を行う方法である。	
強制的所得連動型返済 — すべての借り手が卒業後の所得と借入額に応じて返済するものであり、誰が学費を当初負担するかによってプランは様々である。	
・ 学費を学生・家計が当初負担する — 所得連動型返済は、学生やその両親が学費を通常どおり教育機関に支払い、そうした学費をまかなうために借入を行うということが複合している。	南アフリカ、スウェーデン、ニュージーランド
・ 学費を政府が当初負担する — より革新的なアプローチであり、政府が学生の学費を当初支払い、学生は教育修了後に税制をとおして政府に返済していくものである。	オーストラリア、スコットランド、タイ（2006 年）、英国（2006 年）

配分メカニズムのタイプ	実施地域例
選択制所得連動型返済 — 割賦返済義務を負っている借り手に対して、卒業後の所得に応じた返済を選択肢として与えるものである。割賦返済に支障がでた借り手を租税ベースの返済制度に移行させる結果となる可能性もある。	米国では、1994 年以降、借り手に対して所得連動型返済オプションを与えていた。また、チリでは学生融資の債務不履行に陥った人を税制による返済に移行させている。
iii) 卒業税 — 学生は、教育修了後に租税の形で所得の一定割合を支払う。所得連動型返済は、生涯または退職まで返済を課せられることはなく、融資を完済すれば支払いは終わる点で卒業税とは異なる。	卒業税を実施している国はない。
iv) 人的資本契約 — 学生の卒業後の所得に対して「持分 (equity stake)」を持つ投資家に対して、学生が所得の一部を還元することを約束するものである。国数としては少ないが、次の 2 つのいずれかの方法で成果にもとづいた支払いを現在行っているところがある。制度によっては、投資家が学生の経済的価値を税額控除できるものもある。	コロンビア、チリ、ドイツ、米国で試行されている。
4.2. 財源 — 学生融資の財源は、次のような様々なところから調達できる。	
i) 民間資金 — 世界中で、商業銀行やその他の民間資本が、モーゲージ型を中心とした学生融資制度に資金提供を行っている。	カナダ、チリ、中国(商業ベース)、韓国、米国(保証制度もあり)
ii) 公的財源 — モーゲージ型融資の財源が民間から公的資金に移行しているのは、多くの国々でみられる最近の傾向である。	カナダ、中国(補助制度)、香港、タイ、米国(学生直接融資制度)
iii) 学内学生融資制度 — この制度を学生融資に使用している例は少ないが、ある学生から徴収した学費で、他の学生に融資を行い、学費の支払いを支援するものである。こうした融資制度は、政府の関与をほとんど伴うことなく、次のような革新的な返済方法を可能とする。	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 繰延返済プラン — 借り手が在学しているうちに、一定期間の学費分割支払いが始まるもの。 ・ 民間融資・回収 — 教育機関は、借り手が返済を始めた時点で、債権を民間回収機関に売却するか回収業務の委託契約を結ぶ。 	フィリピン
iv) 創造的ファイナンス — モーゲージ型学生融資の提供と拡大を促進するために、数多くの革新的なファイナンス手法が考案され、構築されてきた。その例は、以下のようなものである。	米国(サリーメイ他)、コロンビア
<ul style="list-style-type: none"> ・ 二次市場 — 既存の学生融資が売却される、または、これを抵当に入れて新規融資の資本を調達するといったことが行われる。 ・ 「証券化」 — 学生融資返済の将来キャッシュフローで債券を保証する。 	米国、チリ
4.3. カバーされる費用 — 補助金と同様、学生融資制度も学費のみをカバーするのか、生活費だけなのか、両方を賄うのかといった観点からみると多様である。	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学費のみを対象とする(学生は学費を対象とした借入しかできない)。 ・ 主に生活費のみを対象とする(学生は生活費をカバーするための借入が可能)。 	リトアニア、韓国、日本、フィリピン デンマーク、イングランド、フィンランド、ドイツ、香港、ポーランド、スロバキア

配分メカニズムのタイプ	実施地域例
<ul style="list-style-type: none"> 学費と生活費を両方カバー（多くの国では、学費と在学中の生活費の両方にについて、学生は融資を活用できる）。 	カナダ、中国、エストニア、香港、マルタ、オランダ、タイ、米国
4.4. 融資資格 – モーゲージ型融資は、どのような学生に借入の資格を付与するかという意味でもバラエティに富んでいる。具体的には、次のようなものがある。	
–資産調査 – いくつかの国では、資産調査の結果、該当する学生にのみ借入資格が付与される。ただし、融資に対して補助をつけるか否かの判断に資産調査が用いられるケースの方が多い。	オーストリア、イタリア、ポーランド
–履修科目数 – ほとんどの国は、借入をフルタイムの学生に制限しているが、いくつかの国では、フルタイム・ベースよりも少ない登録の学生にも借入資格を拡張しているところがある。	イングランド、ポーランド、米国
–履修レベル – ほとんどの国は、学部生と大学院生の両方に借入を許可しているが、いくつかの国は次のような学生グループに限定している。	
–学部生のみ対象	スコットランド
–私立部門の資格 – 多くの国で、公立と私立の両方の学生に借入の資格を与えていく。	ノルウェー、フィリピン、ポーランド、韓国、タイ、米国
4.5. 補助レベル – 市場の条件に呼応する形で学生融資に補助をつけるかどうかという点でも、多くのバリエーションがある。	
i) 資産調査にもとづく厚い補助 – 補助対象の資格は資産調査により決定され、利子補給と貸倒損失が融資総額の10%を超えている国々。	カナダ、中国（補助つき）、ドイツ、ニュージーランド、フィリピン（まず教育を受け、支払いは先になる）、タイ、米国（補助つき）
ii) 低補助または無補助 – 融資制度において資格範囲を広くとっており、補助が融資額の10%未満となっている。	中国（商業ベース）、米国（補助なし）
5. 部分補助／部分融資 – いくつかの国では、学生に対する経済支援を補助と融資の部分的な組み合わせで提供している。その例は、以下のとおりである。	
5.1. 融資から補助への切り替え – 最初、学生が借入れた融資が、十分な学業成績を満たすことにより、補助に切り替わるものである。	オランダ（基礎補助金）、ノルウェー、スウェーデン
5.2. 債務免除 – 補助・融資混合型のもう1つの形は、借り手が、特に辺地やスマム街などといった不遇地域である種の職業に就くなど、給与水準の低い公務に携わる場合、借入返済の一部または全部が免除されるというものである。	米国 – 不遇地域での就業に同意した教師や医師に対して、融資の返済を部分的に免除する。